目

第四百四十号

を次のように改正する。

第二条中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令

(平成十五年政令第五百

(平成十五年政

青森県個人情報保護条例施行規則(平成十一年五月青森県規則第五十六号)の一部

令和四年

○青森県個人情報保護条例第四十一条第一項の事業者が個人 ○青森県公衆浴場規則の一部を改正する規則…………… ○青森県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則… 告 規 示 則 次 (保健衛生課) … (総務学事課) … |

情報を取り扱う際に準拠すべき指針の一部改正…………(総務学事課)

○臨時の職業訓練の施行………………

(道 民地 路 課

県下 局域 :

Ħ.

則

規

青森県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十八日

青森県規則第二十五号

青森県知事

三

村

申

吾

青森県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

七号」に、 令第五百四十八号」を「個人情報の保護に関する法律施行令

「第三条各号」を「第一条各号」に改める。

(月曜日) 三月二十八日 第三条中「第四条各号」を「第二条各号」に改める。

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

則

青森県公衆浴場規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十八日

青森県知事

三

村

申

吾

青森県規則第二十六号

青森県公衆浴場規則の一部を改正する規則

青森県公衆浴場規則 (昭和二十八年十一月青森県規則第百十九号)の一部を次のよ

うに改正する。

(開発課)

: =

(障害福祉課)

: =

別表第二第一号5ルただし書中「十歳」を「七歳」に改める。

:

Ħ.

この規則は、 令和四年十月一日から施行する。

示

青森県告示第百七十六号

正し、令和四年四月一日から施行する。 条第一項の事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針)の一部を次のように改 平成十一年七月一日青森県告示第四百七十七号(青森県個人情報保護条例第四十一

令和四年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾 校能実業臨 の力施訓時 名開す練の 称発るを職

訓の職

練種業課類訓

対象者

訓練科

期訓

間練

定数

授業料

校技弘青 術高県 門等立

第2条第9項」 律第59号) 総26③+ 「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法 第2条第1項」 に改める。 を 「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)

青森県告示第百七十七号

う者を指定したので、 百二十三号) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第二十九条第一項の規定により、 同法第五十一条第一号の規定により公示する。 次のとおり障害福祉サービス事業を行 (平成十七年法律

令和四年三月二十八日

青森県知事 \equiv 村 申

吾

パE M エ M ス 会 社 K 名 事指 定 障 害 称 業 福 祉 五黒 所主 五の二素石市緑ヶ丘 たる事 # 1 務所 ビ 者ス 四 地の 援共助同 のサ障 種類に強いる 生活 住黒 名 岩苑境松 事障 :害福祉サ 称 ッービスを 気 目黒 所 八○市境松 在 行所う 丁 地 ^四令 ・和 ^四・ 年指 月 日定

青森県告示第百七十八号

練を次のとおり施行するので、 例第三十九号)第二条の二第 青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例 項の規定により、 同条第三項の規定により告示する 令和四年度に開始する臨時の職業訓 (昭和三十九年四月青森県条

令和四年三月二十八日

青森県知事 \equiv 村 申

吾

校技青青 術病高県 門等立

期訓普 課練通程・職 短業

者を支推示の安公 受援薦、受定共 け指又受講所職 た示は講指長業

パソコン基礎科	簿記・経理応用科	グ科 Webプログラミン	医療・調剤事務科	ランナー養成科ファイナンシャルプ	簿記・経理応用科	科バックオフィス業務コールセンター・		簿記・経理基礎科	介護実務者研修科	IT活用実務科		パソコン応用科		パソコン基礎科	販売士養成実践科	科。 北建物取引士養成
三月	六月	六月	五月	五月	六月	四月		三月	六月	三月		六月		三月	四月	五月
×二 三〇 回人	×二 二〇 回人	×二 一〇 回人	×二 一〇 回人	×二 一〇 回人	×二 三〇 回人	×一 二五 回人	×一 一五 回人	×二 二〇 回人	×二 四〇 回人	×一 一五 回人	×一 一五 回人	×二 二〇 回人	×一 二五 回人	×二 三〇 回人	×一 一五 回人	×二 一〇 回人

学八青 院戸森 工県 科立

簿記・経理基礎科		簿記・経理応用科	介護実務者研修科	建設車両科	IT活用実務科	科 バックオフィス業務	ランナー養成科	園芸実務科		簿記・経理基礎科	パソコン応用科	介護実務者研修科		医療·調剤事務科	科地建物取引士養成	
三月		六月	六月	三月	二月	四 月	六月	六月		三月	六月	六月	六月	五月	六月	四 月
×一 三五 回人	×一 二五 回人	×二 一〇 回人	×二 三〇 回人	×一 二五 回人	×一 一五 回人	×二 一〇 回人	×二 一〇 回人	×一 一〇 回人	×一 一五 回人	×二 一〇 回人	×二 三〇 回人	×二 三〇 回人	×一 一五 回人	×二 二〇 回人	×二 一〇 回人	×二 一〇 回人

校技青青 術森森 専高県 刺害本 検職立	学八青 院戸森 工県 科立	校技青青 術森森 専高県 門等立	校技む青 術つ森 専高県 門等立	

す進雇障 る等用 法 は 関 促 の	者を う い カ	を支推示の 受援薦、受 け指又受講 で示は講指	安公あ害 定定共っ者 請所業、で	定一第二 ま ま ま に ま に 規 第 に 規 第 に 規 第 に も に る に も に る に る に る に も に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る る る る る る る る る る る る る	十律十(三第五昭, 号百年和) 一法三	す進雇障 る等用書 まにのの 津関促の								
在職者訓練コース	コースコース	コースコース	知識技能習得訓練	練コース特別支援学校早期訓	コース 実践能力習得訓練	知識技能習得訓練	パソコン基礎科	科)科医療事務(医科・歯	簿記・経理基礎科	電気工事士養成科	科)科医療事務(医科・歯	パソコン応用科		パソコン基礎科
時三 間九	二か一 月ら月	二か一 月ら月	二か一 月ら月	月	二か一 月ら月	二か一 月ら月	三月	三月	三月	四 月	三月	六月		三月
二七 回人 ×	五一 回人 ×	六一 回人 ×	×一 一〇 回人	二一 回人 ×	五一 回人 ×	×一 一〇 回人	×一 一五 回人	×一 一五 回人	×一 二五 回人	×一 一五 回人	×一 一五 回人	×一 二五 回人	×一 二五 回人	×二 一〇 回人

						校	技 技 前 市 高 県 門 等 立				校	技術 青森 東高 事等 立	
									いれる 者して	Eあるとして、 る者で で	得知は言いる	及びこれ 要業に必	い在あ害定一第十律十(る職っ者す号二三第五昭 者してで障規第)二法三
	木造建築科	自動車整備科	造園科	木造建築科他			電気工事科	土木施工科	土木施工科他			電気工事科	
時一 間五	時一 間五	時一間五	時一間二	時一間二			時一 間八	時一 間八	時一間二	時二間四	時一 間二	時二間四	
×一 二〇 回人	×一 一五 回人	×一 二〇 回人	×一 一〇 回人	×二 一〇 回人	×一 一〇 回人	×一 二五 回人	×二 一〇 回人	×二 一〇 回人	×一 一〇 回人	×二 二〇 回人	×二 二〇 回人	×二 二四 回人	
円千三百	円千 三 百	円千 百 百	千円	千円			円千 六 百	円千 六 百	千円	百二 円千 二	千円	百二 円千 二	
	校												学八青 院戸森 工県 科立

配管科	電気工事科	木造建築科		土木施工科	電気工事科		溶接科	電気工事科	メカトロニクス科		配管科	自動車整備科他	電気工事科	溶接科	電気工事科	配管科
時一	時一	時一	時一	時一	時一	時一	時二	時一	時一	時一	時三 間〇	時一	時一	時一	時一	時一
間四	間四	間四	間四	間二	間五	間四	間一	間四	間二	間五		間二	間五	間五	間八	間八
×一	×二	×二	×二	×一	×一	×一	×二	×一	×一	×一	×一	×一	×一	×一	×三	×一
一〇	一〇	一〇	一〇	一五	二〇	一五	一〇	一五	一〇	一〇	一五	一五	三五	二〇	二〇	一〇
回人	回人	回人	回人	回人	回人	回人	回人	回人	回人	回人	回人	回人	回人	回人	回人	回人
円千二百	円千 言	円千 言	円千 言	千円	円千 三 百	円千言	円千 九 百	円千言	千円	円千 三 百	百二 円千 八	千円	円千 三 百	円千 三 百	円千 六 百	円千 六 百

	学八青 校技弘市 院戸森 術前部 工県 専高 科立 門等										校技青青 術森森 専高県 門等立							
通 課 程											通課練 課練 選・普 業							
													者を受けた	支推示 接悪 指 関 表 に 表 き で き き に る き き き こ は う は う は う は う は う は う は う は う は う は	の安定 要定 業 所 業			
美容師養成科	理容師養成科	保育士養成科	介護福祉士養成科	調理師養成科	美容師養成科	理容師養成科	栄養士養成科	保育士養成科	介護福祉士養成科	科工技能者養成	シャン養成科トータルビューティ	美容師養成科	栄養士養成科	保育士養成科	介護福祉士養成科			
二年	二年	二年	二年	年	二年	二年	二年	二年	二年									
一七 回人 ×	一一 回人 ×	一九 回人 ×	一五 回人 ×	一五 回人 ×	一三 回人 ×	一二 回人 ×	一五 回人 ×	一九 回人 ×	一六 回人 ×	一八 回人 ×	一四 回人 ×	一四 回人 ×	×一 一〇 回人	三五 回人 ×	一五 回人 ×			

青森県告示第百七十九号

道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり

道路課において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、告示の日から令和四年四月二十七日まで青森県県土整備部

令和四年三月二十八日

-

青森県知事

三

村

申

吾

国道一○四号	路線名
三戸郡田子町大字石亀字亀ノ下七六の一まで三戸郡田子町大字石亀字亀ノ下一四四から	供用開始の区間
令和 四・三三元	の供 期 日始

青森県告示第百八十号

公示する。

公示する。

の規定による同意があったと認めたので、同法第百十二条の二第三項の規定により
すの規定による同意があったと認めたので、同法第百十二条の二第三項の規定に
よる次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一
よる次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第二項の規定に

令和四年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

下北郡佐井村大字佐井字大佐井二四	下北郡佐井村大字佐井字糠森一三〇の七七	下北郡佐井村大字佐井字糠森三二の二	発起人の住所及び氏
津田勝克	館脇	新田雄	名
<u></u> 良	修	佐井	加入区の名

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社(印刷所・販売人)

毎週月・水・金曜日発行 定価 小口一枚ニ付十五円